



- I. ヤフー事件及び IDCF 事件について
- II. サウジアラビアにおける合併事業

2015年
1月号

ヤフー事件及び IDCF 事件について 執筆者:野田 昌毅

1. はじめに

各企業の事業活動の一環として様々な企業組織再編取引を行うことは今やまったく珍しくないところですが、実際に企業組織再編取引を行うにあたってどのような課税が行われるのかという点は金額的な影響が大きくなり得るところでもあるため、各企業が実際に意思決定をするにあたってとても重要な要素となるところです。我が国の企業組織再編税制の下では、いわゆる適格組織再編に該当するか否かの要件が明確に定められており、原則的にはかかる適格組織再編の要件を充足するか否かによって課税関係が異なるものとされており、かかる組織再編税制とは別に、法人税法 132 条の 2 は、組織再編成に係る行為又は計算について、容認した場合に法人税の負担を不当に減少させる結果となる場合にはこれを否認することができる旨を定めておりますが、法人税法 132 条の 2 の解釈適用について初めて判断した裁判例としてヤフー事件及び IDCF 事件が注目を集めているところですので、これらの事案の概要及び裁判所の判断内容について簡単にご紹介いたします。

2. 事案の概要

事案はかなり複雑ですが、ソフトバンクは、日本の上場会社であるヤフー株式会社(「ヤフー」)の株式を約 42%、ソフトバンク IDC ソリューションズ(「IDCS」)の株式を 100%保有していました。IDCS は、2002 年 3 月期から 2006 年 3 月期の間には総額約 666 億円の繰越欠損金が累積しており、2007 年 3 月期以後利益を上げるようになりましたが、上記繰越欠損金の期限到来までに繰越欠損金相当額の利益を上げることまでは見込まれていなかったため、特段何も行わなければ多額の繰越欠損金が使われないまま期限切れとなる見込みでした。

このような状況の下で、①ソフトバンクが有する IDCS 株式全部をヤフーに対して譲渡した上で、ヤフーが IDCS を合併する取引と②IDCS が会社分割によってデータセンターサービスに関する事業を 100%子会社である IDC フロンティア(「IDCF」)を新設して

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

これに対して承継し、IDCS が IDCF 株式全部をヤフーに対して譲渡するという取引が行われました。①の取引の結果、IDCS が有する繰越欠損金がヤフーに承継されたものとして、ヤフーは、IDCS の繰越欠損金をヤフーの利益と相殺した上で確定申告を行い、また、②の取引の結果、IDCS が有していた繰越欠損金の一部は IDCF 株式譲渡益によって消滅いたしました。その代わりに IDCF において 5 年間にわたって損金算入可能な資産調整勘定が計上されることになりました。

これに対して、①の取引については、事前にヤフーの A 社長が IDCS の取締役副社長として就任されていたのですが、このような IDCS 取締役副社長に就任させた行為を含めてヤフーの一連の行為が、IDCS の未処理繰越欠損金額をヤフーの欠損金額とみなして損金算入することを目的とした異常ないし変則的なものであって、その行為又は計算を容認した場合には、法人税の負担を不当に減少させる結果となるものとして、IDCS における繰越欠損金のヤフーへの承継を否認する更正処分が行われ、また、②の取引については、形式的に適格要件を充足しないことによって非適格分割として資産調整勘定を計上しその損金算入を目的とした異常ないし変則的なものであって、これを容認した場合には法人税の負担と不当に減少させる結果となるものとして、当該資産調整勘定の取崩額を損金算入することを否認する更正処分が行われました。これを不服として①についてはヤフーが、②については IDCF が更正処分の取消しを求めて裁判所に訴えを提起したものがヤフー事件及び IDCF 事件と呼ばれています。

3. 裁判所の判断内容

ヤフー事件及び IDCF 事件の争点は多岐にわたりますが、主要なものとしては、法人税法 132 条の 2 が適用されるのは、異常ないし変則的で租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しない場合に限定されるかこれ以外の場合にも適用される場合があり得るか、法人税法 132 条の 2 によって否認することができる行為又は計算の主体である法人と更正又は決定を受ける法人とが異なり得るか、ヤフー事件につき、繰越欠損金承継のために特定役員引継要件の充足が問題となっているが形式的にこれが充足されていても法人税法 132 条の 2 の適用によってこれが否認されるか、IDCF 事件につき、形式的には完全支配関係継続見込み要件が充足されていないとしても、法人税法 132 条の 2 の適用の結果これを否認して資産調整勘定の取崩による損金算入が否認されるか、といった点が争われました。

東京地裁は、ヤフー事件及び IDCF 事件(いずれも、東京地判平成 26 年 3 月 18 日判例集未登載)において、法人税法 132 条の 2 の適用範囲につき、租税回避のみを目的とした異常ないし変則的な取引のみならず、税負担減少効果を容認することが組織再編税制の趣旨・目的又は当該個別規定の趣旨・目的に反することが明らかであるものについても適用される旨及び法人税法 132 条の 2 によって否認することができる行為又は計算の主体である法人と更正又は決定を受ける法人とが異なり得る旨を判示しました。

その上で、ヤフー事件については、ヤフー A 社長の IDCS 取締役副社長就任行為につき、A 氏が IDCS の取締役副社長に就任してからヤフーと IDCS との間に特定資本関係が発生するまでの期間が約 2 か月程度しかなく極めて短いこと、A 氏が IDCS 取締役副社長として、ヤフーによる IDCS 株式買収後に予定されていた事業の経営と無関係に IDCS の従来のデータセンター事業に固有の経営に関与していたと評価することはできないこと及び IDCS がデータセンター事業を開始して以来、IDCS の経営を担ってきた役員はいずれもヤフーとの合併後にヤフーの役員に就任することが予定されておらず、その必要性もないとされ、実際に就任もしなかったことを認定して、特定役員引継要件を定めた法人税法施行令 112 条 7 項 5 号が設けられた趣旨目的に反することが明らかであるとし、法人税法 132 条の 2 を適用してヤフー A 社長の IDCS 取締役副社長就任を税法上否認し、その結果、IDCS の繰越欠損金のヤフーへの承継も否認しました。これに対してヤフーは控訴しましたが東京高裁においても同様の判断がなされ(東京高判平成 26 年 11 月 5 日判例集未登載)、上告審において係属中であると報道されています。

IDCF 事件については、局所的に見れば完全支配継続見込み要件が充足されていないが、これによって資産調整勘定を計上してその取崩額を損金算入することは、完全支配継続見込み要件の趣旨・目的に反するとして法人税法 132 条の 2 を適用し、資産調整勘定の取崩額を損金算入することを否認しています。これに対して IDCF が控訴し、現在東京高裁において係属中であるとされています。

4. 実務への影響

組織再編税制において課税繰延べが認められる適格組織再編になる要件が明確に定められていることから、かかる要件を充足(又は不充足)しているにもかかわらず法人税法 132 条の 2 の適用によって否認をすることは相当に限定的であると考えられてきていましたが、ヤフー事件及び IDC F 事件は、租税回避を目的とした異常ないし変則的な取引に限らず、組織再編税制や個別規定の趣旨・目的に反することが明らかであるものについても適用されるものとして適用範囲を広く捉えていると思われることに注意する必要があります。ヤフー事件は最高裁において、IDCF 事件は東京高裁において係属中といわれておりますので、裁判所が最終的にどのような判断を示すのかは引き続き注目していく必要がありますが、今後組織再編取引を行うにあたっては、組織再編税制の個別の要件を単に充足(又は不充足)しているかというのみならず、組織再編税制や個別規定の趣旨・目的に反することにならないかという観点からの検討も必要となります。



の だ ま さ き
野田 昌毅

国内及びクロスボーダーの

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

m_noda@jurists.co.jp

M&A、事業統合、組織再編、JV・事業提携などのトランザクション案件を数多く手がけている。

サウジアラビアにおける合併事業

執筆者: 中島 和穂

1. はじめに

サウジアラビアは「サウド家のアラビア」を意味し、1932 年サウド家という部族により建国され、現在もその子息が国王として統治しています。また、メッカとマディーナというイスラム教の二大聖地を擁し、国王を「二つの聖モスクの守護者」と呼び、イスラム法(シャリーア、Shariah)に基づき統治される国です。経済面では、豊かな石油収入を背景に発展する一方、石油に頼らない経済多様化を目指しており、社会・経済のインフラ整備、若年層が急増する自国民の雇用確保や技術訓練の政策を進めています。また、2005 年に世界貿易機関(WTO)に加盟し、経済発展のため外国企業からの投資を誘致しています。日本企業を含む外国企業から見れば、サウジアラビアは、安価な土地使用料や電気料金等、製造拠点としての魅力があり、また、インフラ整備や人口増加による需要が見込まれ、さらには、湾岸協力会議(GCC)の他の加盟国と経済協力を進めており、中東市場へのアクセス拠点としても魅力的です。ジェットロによれば、2013 年 11 月時点で、少なくとも 61 社の日本企業が進出しているそうです。その多くが現地企業との合併により事業に従事していることもあり、本稿では、日本企業がサウジアラビアに進出する際の合併事業に関する留意点を幾つか述べたいと思います。

2. 契約法

サウジアラビアを始めとする中東諸国において取引する際に分かりにくいと言われるのが、イスラム法を意味するシャリーアです。合併事業では、合併契約書のみならず、それに付随する契約書(製品・原材料の売買、ライセンス等)が締結されることが一般的ですが、サウジアラビアでは、シャリーアに反しない限り、契約自由の原則が認められるとされています。例えば、良く知られている利息(リバー)の禁止に加えて、実損額の真正な予測に基づかない違約罰についても禁止されるとされていますが、それ以外にも合併関連契約の条項の有効性について正確に予想できないことがあります。

シャリーアの背景を少しだけ説明しますと、シャリーアは、神が人間に与えたコーランと、神から啓示をうけた預言者モハンマドの言行であるスンナによって主に構成されます。サウジアラビアの統治基本法も、コーランとスンナが同国の憲法であると定めて

います。これらのコーランやスナハは、千年以上に作られたものであり、当然の事ながら、現代の問題を解決できないという事態が生じます。この問題を解決するために、人間が自由に法律を作ることは認められておらず、イスラム諸学の専門知識を有する者(イスラム法学者)による全員一致や、既知の法規範の推論によって法規範を導き出すとされています。この法規範の導き方も様々な考え方があるとされており、一義的な解釈が得られないことがあります。また、過去の法規範の積み重ねを成文法として法律を定めれば予見可能性が高まりますが、成文法を制定することは人が法律を作ることに繋がるとして、イスラム法学者からの抵抗が強いとされています。

このようにシャリーアの規制の不明確さゆえに、シャリーアに完全に準拠した契約を作ることは困難が伴うケースがあります。シャリーアに照らして無効となる可能性を視野に入れる一方で、規定の有利不利、契約を執行する国がサウジアラビア以外の可能性、救済方法等を考慮し、契約書を作成しておくことが重要となります。

3. 会社法

サウジアラビアは、1965年に会社法を制定法として定められており、契約法と比較すると、会社組織に関するルールは分かり易くなっています。様々な会社形態が定められていますが、実際には、joint stock company(株式会社)及び limited liability company(有限責任会社)が用いられることが多いとされています。

ジェトロが公表する日本企業の進出事例では、多くの会社が「有限責任会社」を利用しています。有限責任会社の方が設立手続、統治機構や運営手続がシンプルであり、合併事業のように、株主が少数の場合にはしばしば利用されます。

「有限責任会社」の制度を簡単に説明しますと、まず、株主 2 名以上 50 名以下で構成され、業務執行機関は 1 名以上の manager で構成されます。取締役会に相当する board of managers の設置は任意とされています。

有限責任会社の出資者は、その持分数と同数の議決権を有します。一般的には、出資額に応じて持分数や議決権比率を決めることになります。出資者総会の決議は、原則、出資者の総持分の過半数により成立しますが、定款により決議要件を加重することができます。出資者総会に持分の過半数を保有する出資者が出席しない場合には、再度出資者総会を招集する必要があります。再度招集される出資者総会においては、定款に別段の定めがない限り、出席者の過半数により決議が成立します。

但し、定款の変更については、出資持分の 75%以上の賛成が必要とされます。また、出資者は、出資額を上限として責任を負うに留まることが原則とされますが、有限責任会社の損失がその資本金の 2 分の 1 に達した場合、マネージャーは出資者が追加負担して有限責任会社を存続させるか、又は、有限責任会社を清算するかを検討するための出資者総会を招集しなければならず、前者の追加的な出資負担には出資者全員一致の決議が必要となります。

なお、「株式会社」は、5 名以上の株主が必要であること、最低資本要件があること、必置機関(取締役会、監査役等)が多いこと等、「有限責任会社」と比べると規制が多いですが、株主数が多い上場会社や銀行・保険などの規制業種に用いられています。

4. 外資規制:サウジアラビア総合投資院(SAGIA)による投資ライセンス

サウジアラビアの外国投資法は、軍事、治安、巡礼関連観光、出版などの一定の業種について外資参入を禁止する一方、それ以外の業種については参入が可能とされています。但し、後者の場合、外国投資家は、投資に先立ってサウジアラビア総合投資院(Saudi Arabia General Investment Authority、略して SAGIA)が発行する投資ライセンスを取得する必要があります。このライセンス取得のためには、出資者や出資先の基本情報、投資の概要のみならず、サウジアラビア経済への貢献を示す事業計画、現地従業員の雇用や訓練方針などをアラビア語で SAGIA に申請する必要があり、相当煩瑣な手続きです。近時は極めて多数の申請があるため、SAGIA は、外国投資家による投資を厳しく選別しているようです。SAGIA は、国内市場の発展に役立つような技術力の高い外資の誘致を進めており、日本企業に対しては、サウジアラビアの職業訓練を進め、技術能力を高めることを期待しているものと思われます。

このライセンス取得には、実務上 3 か月から 4 か月程度を要するとされています。事前の出資総額の枠を設定した上でその全額についてライセンスを得ることはできず、実際に出資する度にライセンスを得る必要があるとされており、資金需要に応じた機動的な増資をしづらくなっています。

また、SAGIA は、近時、ファーストトラック制度を導入したことを公表しています。この制度は、優良な企業について、申請に必要な必要書類を限定し、必要書類の受領後から 5 営業日で認可を出す予定とされています。ただ、この制度は、近時導入されたば

かりであり、実際の運用が注目されます。

5. 雇 用

外国人投資家は、サウジアラビアで事業を行う場合、サウジアラビア人の最低雇用数を義務づけるサウジアラビアの政策に留意してはなりません。この政策は、サウダイゼーション(Saudization)と呼ばれています。この最低数は、会社の形態及び業種によって異なりますが、一般的には、労働力の30%がサウジアラビア人でなければならないとされています。

他方、外国人がサウジアラビアで就労する場合、まず初めに就労ビザを取得しなければならず、雇用主によるスポンサーシップ(一種の身元保証)を得て、在留許可(Iqama、イカーマ)を申請しなければなりません。サウジアラビア政府は、サウダイゼーション政策を背景に、サウジアラビア人の雇用比率に応じて、全ての民間企業に対して4段階の評価をしており、評価が低い場合には、外国人の労働ビザ発給が禁止されることとされています。また、2013年頃から外国人労働者による違法就労に対する取り締まりを強化しており、①在留許可を持たずに入国する外国人、②在留許可に記載された職業とは異なる職業に従事する外国人、③本来のスポンサーとは異なるものに雇用される外国人の摘発を続けています。

6. 契約の準拠法・紛争解決

サウジアラビア法上、外国の法令を準拠法としたり、外国の裁判所や外国での仲裁を紛争解決地とする契約を締結することは可能ですが、サウジアラビアの裁判所は、そのような合意に関わらず、訴えが申し立てられれば管轄権を行使し、サウジアラビア法を適用して判決を下すことができるとされています。

外国判決や外国の仲裁判断をサウジアラビアにおいて執行するためには、執行の申立人は、当該外国においてサウジアラビアの判決が執行されること(相互主義)と共に、その判決や仲裁判断がシャリーアに反していないこと示さなければなりません。

サウジアラビアは、2012年に仲裁法を改正し、同国内での仲裁手続については、UNCITRAL(国連国際商取引委員会)のモデルに倣った制度が定められましたが、外国判決や外国の仲裁判断の執行について未だ不確実な点が多いとされています。アラブ諸国以外の外国の判決・仲裁は執行された例がないと述べる現地の弁護士もいます。アラブ首長国連邦のドバイに設置されたDubai International Financial Centre(DIFC)は、英米法と同様の法律が適用される独立の法領域とされており、シャリーアに配慮しつつも、DIFCでの仲裁を用いることも一考に値するでしょう。

7. まとめ

石油価格の下落やイスラム国などの周辺国の不安定な情勢はあるものの、サウジアラビア自体は政治的にも経済的にも安定しています。サウジアラビアは、石油下落による歳入減少に備えた予備費を用意しているとされ、イスラム国に対しては米国と連携して空爆に踏み切る等、地域の安定に向けて尽力しています。サウジアラビアは、法律面では実務の取り扱いが不明確な点が残るものの、外国投資家による技術導入を積極的に進めており、日本企業にとっても中東や北アフリカ地域の進出拠点として魅力的な国といえるでしょう。本稿がサウジアラビアへの進出を計画される皆様の一助となれば幸いです。



なかじま かずほ
中島 和穂

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士
k.nakajima@jurists.co.jp

国内外の企業買収、資本業務提携、ジョイントベンチャー案件や、独占禁止法(企業結合ファイリング、カルテル)案件に多数関与。また、一般企業法務、国際取引、知財取引、民事商事紛争等にも幅広く従事。

論文情報 (2014 年 11 月～2015 年 1 月)

- * 「進捗状況に応じて変わる M&A 交渉が破談・撤回となったときの実務対応」 森本大介、旬刊経理情報 No.1399(2014 年 12 月 10 日号)
- * 「国際取引における株主間の利益移転と課税～法人税法 22 条 2 項を用いた最近の課税事例について～」 太田洋、JMC ジャーナル 2014 年 12 月号
- * 「ガバナンス変革の年 2015 年注目のトピック 6」 太田洋、ビジネス法務 2015 年 1 月
- * 「エンブティ・ポーティング」 武井一浩・森田多恵子、証券アナリストジャーナル 2014 年 11 月号
- * 「自己株式による代物弁済に伴って生じる債務消滅益とみなし配当 - 竹中工務店従業員持株会事件」 太田洋、『最新租税基本判例 70』税研 178 号(2014 年 11 月号)
- * 「経済成長戦略と会社法改正 - 平成 26 年度ガバナンス改革への対応 -」 武井一浩、月刊資本市場 No.351(2014 年 11 月号)

書籍情報 (2014 年 11 月～2015 年 1 月)

- * 「資本・業務提携の実務」 太田洋・森本大介・濃川耕平・山中政人・土肥慎司・石川智也・沼田知之・高山陽太郎・松原由佳・安井桂大・村田智美・黒田はるひ・峯崎雄大、中央経済社
- * 「平成 26 年会社法改正と実務対応」 太田洋・森本大介・山本憲光・有吉尚哉・高木弘明、商事法務

セミナー情報 (2014 年 11 月～2015 年 1 月)

開催予定

- * **申込受付中** 西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム in 福岡「改正会社法下におけるグループ会社管理のポイント」 森本大介・松尾拓也
開催日:2015 年 1 月 19 日(月)
お申込・詳細:<http://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_17114.html>
- * **申込受付中**「オーナー企業のための種類株式活用法～平成 26 年会社法改正も踏まえて～」 松尾拓也
開催日:2015 年 1 月 14 日(水)
お申込・詳細:<http://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_17187.html>
- * **申込受付中**「会社法施行規則案を踏まえた改正会社法の全体像と実務対応のポイント」 松原大祐
開催日:2015 年 1 月 14 日(水)
お申込・詳細:<http://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_16981.html>
- * **申込終了【東京開催】**西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム第 63 回「会社法施行規則等改正案のポイントと実務対応」 太田洋・高木弘明
開催日:2015 年 1 月 14 日(水)
お申込・詳細:<http://www.jurists.co.jp/ja/seminar/article_16872.html>

開催済

- * 会社法施行規則案を踏まえた改正会社法の全体像と実務対応のポイント - 速報 会社法施行規則(案) - 松原大祐
- * 【名古屋・大阪開催】西村あさひ法律事務所リーガルフォーラム第 63 回「会社法施行規則等改正案のポイントと実務対応」 太田洋・森本大介・高木弘明
- * ～手遅れになる前に考えよう～事業承継・M&A という選択 松尾拓也
- * 監査等委員会設置会社への移行の検討ポイント 松浪信也
- * オーナー系企業のための種類株式最新実務 松尾拓也
- * Challenges of successfully completing M&A deals in the current Thailand & ASEAN's investment climate ジラポン・スリワット
- * 創業家系の大株主がいる上場会社の資本政策と M&A～事業承継・相続をも見据えた効率的なストラクチャー・実務上の留意点～ 松尾拓也
- * M&A デュー・ディリジェンスで発見された問題点への対応～解決方法と契約書の作成実務、近時の判例を踏まえて～ 《アジア新興諸国における M&A で留意すべき事項まで》 佐藤正孝
- * 企業再編・M&A の基礎 高山陽太郎

当事務所は、M&A 分野における日本のリーディング・ファームとして、多様な業種の事業会社及び投資ファンド等による、様々な手法を用いた企業買収、グループ内事業再編、事業再生型 M&A、ゴーイング・プライベート、MBO、その他あらゆる種類の M&A 案件を取り扱っております。また、クロス・ボーダー案件についても、アウトバウンド・インバウンド案件双方について、欧米に限らず、近年増加しているアジア諸国の M&A 案件を含め、多数の案件に関与しております。当事務所は、M&A 分野に関する最先端の知識並びに豊富な経験及びノウハウに基づき、また、必要に応じて、他の分野及び実務の動向に精通した当事務所の多数の弁護士・外国法事務弁護士等と協働することにより、迅速かつ的確なリーガルサービスを提供しております。

本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、M&A 分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。西村あさひ法律事務所では、他にもアジア・中国・ビジネス・金融・事業再生等のテーマで弁護士等が時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。バックナンバーは<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。